

重要な事項等説明書

本書面にはご契約にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。
 「契約概要」には、保険商品の内容をご理解いただくための事項、「注意喚起情報」には、保険契約者にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。
 ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

リビングサポート保険 重要な事項等説明書

重要 申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

●この書面はご契約に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」に記載しております。「ご契約のしおり(約款)」はご契約後、保険証券とともにお届けします。また、弊社HP(<https://www.jihoken.co.jp/>)にも掲載しております。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

*保険契約者と被保険者が異なる場合は、本書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

<用語のご説明> 主な用語をご説明しております。「ご契約のしおり(約款)」にも記載があります。

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。この保険では生活用動産(以下「家財」といいます。)となります。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金額をいいます。
	自己負担額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金額をいいます。
その他	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた金額をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

- 商品の名称 **契約概要**
リビングサポート保険(ペットネーム:くらし安心総合保険)
- 商品の仕組み **契約概要**
補償される内容は次のとおりです。

家財の補償

- 火災、落雷、破裂、爆発
- 漏水、放水、溢(いっ)水による水濡れ
- 水災(洪水、床上浸水)
- 風災、雹(ひょう)災、雪災
- 騒擾(じょう)、労働争議
- 引越中の家財の損害(注)
- 物体の落下、飛来、衝突
- 盗難
- その他不測かつ突発的な事故

(セットを)ご希望の場合)
地震保険

+

費用の補償

- 臨時費用
 - 残存物取片づけ費用
 - 失火見舞費用
 - 地震火災費用
 - 損害防止費用
 - 修理費用
-
- 給排水管修理費用
 - ドアロック交換費用
 - 加害事故法律相談費用
 - 修理費用(総合補償)

+

賠償責任の補償

- 借家人賠償責任
- 個人賠償責任
- 借家人賠償責任(総合補償)

(注) 引越中の家財の損害は、「引越中の事故補償対象外特約」がセットされている場合、補償されません。

(2) 基本となる補償、費用・賠償損害保険金、保険の対象および保険金額の設定方法等

1 基本となる補償 **契約概要** [注意喚起情報](#)

損害保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	●実際の損害額(再調達価額) 家財のご契約金額(ご契約金額が再調達価額を超えるときは再調達価額)が限度(⑩、⑪の場合も同様とします。) ※保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準によります。(⑩、⑪の場合も同様とします。) ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。 【通貨・小切手・切手・印紙】 1回の事故につき1世帯ごとに20万円限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。 【預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード】 1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。 【乗車券等】 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、旅行券。 1回の事故につき1世帯ごとに5万円限度。 ※盗難の場合のみお支払いの対象となります。
④台風・竜巻・暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹(ひょう)災、雪災(融雪水の滲入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。) ※吹込みによる損害は、住宅の外側の部分(外壁、屋根、開口部等)が風災・雹(ひょう)災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限ります。	
⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等	
⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ	
⑦騒擾(じょう)等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
⑧盗難(盗難による損傷、汚損を含みます。) ※通貨、預貯金証書等については、保険の対象には含まれませんが、保険証券記載の住宅内で発生した盗難の場合のみ、お支払い対象となります。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの場合は、実際に口座より現金が引き出されたとき、小切手の場合は支払金融機関による支払いがなされたときに限ります。	
⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等) ※次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
⑩(①～⑨以外)のその他不測かつ突発的な事故	●実際の損害額(再調達価額) 自己負担額3万円
⑪引越中の①～⑧(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)、⑩の事故による家財の損害 ・保険証券記載の住宅から転居先(日本国内)の住宅への運送中の事故 【ご注意】 「引越中の事故補償対象外特約」がセットされている場合、お支払い対象となりません。	●実際の損害額(再調達価額) 1事故100万円限度(⑩の場合は自己負担額3万円)

2 費用保険金 **契約概要** [注意喚起情報](#)

費用保険金	お支払いする保険金
修理費用保険金 【1基本となる補償①～⑧の事故】で、保険証券記載の住宅を修理した場合。	●実費 1事故1世帯ごとに支払限度額100万円、自己負担額なし
臨時費用保険金 【1基本となる補償①～⑦の事故】で、損害保険金支払いの対象となる場合。	●損害保険金の30% 1事故1世帯ごとに100万円限度
残存物取片づけ費用保険金 【1基本となる補償①～⑧(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)、⑨、⑩の事故】で、損害保険金支払いの対象となる場合。	●実費 損害保険金の10%限度
失火見舞費用保険金 【1基本となる補償①、③の事故】で、損害保険金支払いの対象となる場合で、第三者の所有物に損害が生じたとき。	●1被災世帯50万円×被災世帯数の総額 1事故につき保険金額の20%限度
地震火災費用保険金 地震、噴火、津波による火災損害により、保険の対象を収容する住宅が半焼以上、または、保険の対象が全焼となった場合。 ※貴金属等は保険の対象に含めません。	●保険金額の5% 1事故1世帯ごとに300万円限度
損害防止費用 【1基本となる補償①～③の事故】で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用(消火活動のための消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用等)を支出した場合。	●実費

3 賠償損害保険金 **契約概要** [注意喚起情報](#)

賠償損害保険金	お支払いする保険金
個人賠償責任(日本国内のみ) 保険証券記載の住宅の所有・使用・管理または被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体障害または財物損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	●損害賠償金 ●争訟費用 ●損害防止費用 ●緊急措置費用 ●協力費用 ●権利保全費用
借家人賠償責任 火災、破裂、爆発等により、保険証券記載の住宅が、損害を受け、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	

※弊社は、被保険者の同意を得て、相手方との折衝、示談等の手続を行います。(2022年9月1日以降に発生した事故の場合)
※賠償責任保険の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方となります。
①本人の配偶者
②本人またはその配偶者の同居の親族
③本人またはその配偶者の別居の未婚の子
④①から③までに該当しない本人の同居人(賃貸借契約上の借主および同居人)に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

(1): 次の事由に起因する損害については保険金をお支払いいたしません。

●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触(被保険者の引越中の事故は除きます。) ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為、破壊行為 ●保険の対象の置き忘れ、紛失 ●事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ●保険の対象が屋外にある間に生じた盗難(引越中の事故は除きます。)(注) (注)2022年10月1日以降に発生した事故の場合、「(引越中の事故および宅配ボックス等または宅配物に生じた盗難は除きます。)」とします。	●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火、津波(地震火災費用保険金は支払われます。) ※別途、地震保険でこれらの損害を補償できます。 ●核燃料物質もしくは核燃料物質等による事故
---	---

(2): 次の損害および次によって生じた損害については保険金をお支払いいたしません。
(【1基本となる補償①～⑪の事故が生じた場合には、次に該当する損害に限り保険金をお支払いいたしません。)

●保険の対象の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害、その他類似的損害	●ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害(2022年10月1日以降に発生した事故の場合)
--	--

(3): 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

(4): (1)～(3)に加え次の事由に起因する【1基本となる補償 ⑩】の事故による保険金はお支払いいたしません。

●差押え、没収、破壊等、国・公共団体の公権力の行使 ●加工、修理等の作業上の過失または技術の拙劣による損害 ●電気的事故、機械的事故 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、移動、隆起 ●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ●磁気テープ、磁気ディスク等により記録された情報に生じた損害 ●義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物に生じた損害	●スマートフォン、タブレット端末、ノート型パソコン、携帯ゲーム機等の移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品に生じた損害 ●ラジコン模型および付属品の損害 ●ヨット、モーターボート、水上オートバイ等に生じた損害 ●サーフボード、ウインドサーフィン、スノーボード等およびこれらの付属品に生じた損害 ●動物または植物に生じた損害
--	--

(5): 次の事由に起因する賠償損害保険金はお支払いいたしません。

●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族に対する損害賠償責任 ●使用人が業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合、	その約定によって加重された損害賠償責任 ●引渡し後に発見された保険証券記載の住宅の損壊に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 および下記(6)の損害
--	---

(6): 次に掲げる損害に対しては、修理費用保険金をお支払いいたしません。

●差押え、没収、破壊等、国・公共団体の公権力の行使 ●住宅の使用・管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意 ●住宅の欠陥 ●自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似的損害 ●加工、修理等の作業上の過失	●平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷・汚損 ●電気的事故、機械的事故 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、移動、隆起 ●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ●風、雨、雹(ひょう)、砂塵(さじん)の吹込み
---	--

④ お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

対象となる事故により保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
家財	<p>損害保険金 = 損害額(再調達価額)</p> <p>なお、「1」基本となる補償^⑩の不測かつ突発的な事故の場合は、以下のとおりとなります。</p> <p>損害保険金 = 損害額(再調達価額) - 自己負担額3万円</p> <p>*ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財保険金額が限度となります。また修理が可能な場合は、修理にかかる費用となります。</p>

⑤ 主な特約の概要 **契約概要**

この保険には、次の特約がセットされます。詳細につきましては、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

セット特約	内容
給排水管修理費用補償特約	給排水管の凍結による損壊や、給排水設備の目詰まりで被保険者の家財に損害が生じて損害保険金が支払われる場合等に、給排水管修理費用(実費)を1事故1世帯ごとに10万円を限度にお支払いします。
ドアロック交換費用補償特約	日本国内で住宅のドアのかぎが盗難(紛失は除きます。)された場合に、ドアロック交換費用(実費)を1盗難3万円を限度にお支払いします。
加害事故法律相談費用補償特約	日本国内において日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合に被保険者が法律上の損害賠償責任について弁護士に相談したときに、法律相談料(実費)を1相談1万円、1事故5万円を限度にお支払いします。(弊社の同意を得たものに限ります。)(自己負担額なし)
修理費用保険金総合補償特約	基本補償の修理費用について、補償を拡大・変更する特約で、偶然な事故により保険証券記載の住宅が損害を受け、大家さん(貸主)との契約に基づきその住宅を修理した場合にも、修理費用を1事故1世帯ごとに100万円を限度にお支払いします。
借家人賠償責任総合補償特約	基本補償の借家人賠償責任について、補償を拡大・変更する特約で、偶然な事故により保険証券記載の住宅が損害を受け、被保険者がその住宅の大家さん(貸主)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

⑥ 保険の対象 **契約概要**

この保険の対象は、住宅に収容されている生活用動産で被保険者が所有するものです。被保険者が住宅の所有者でない場合、被保険者が所有する次の物は保険の対象に含まれます。
※宅配ボックス等または宅配物で被保険者が所有するものについては、2022年10月1日以降に発生した事故の場合、保険の対象に含まれます。

・畳、建具、住宅に付加された電気、ガス、給排水、冷房・暖房等の付属設備

次のものは、保険の対象には含まれませんのでご注意ください。(主なもの)
【自動車・バイク】、【通貨、小切手、有価証券】等、【稿本、設計書】等、【商品、営業用什器・備品その他これらに類する物】

⑦ 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定につきましては、借戸室の広さ(専有面積)や実際に所有されている家財の額をもとに弊社がご案内する所定のご契約タイプからご選択ください。
なお、お客様が実際にご契約する保険金額については、申込書をご参照ください。

⑧ 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間 :1年間または2年間
- 補償の開始:保険始期日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了:保険終期日の午後4時(総括契約の場合は午前0時)

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み **契約概要**

- この保険の保険料は、全国一律の料率となっており、保険金額・保険期間によって決定されます(ただし、地震保険は除きます。)。詳しくは弊社または取扱代理店までお問い合わせください。また、実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書にてご確認ください。
- 1保険契約につき、弊社所定の最低保険料を設定しております。詳しくは、弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険料の払込方法は、次のいずれかとなります。

- 保険料払込票によるコンビニエンスストアでの払込み
- 現金による払込み

いずれも一時払のみとなり、分割払、団体扱はできません。また、郵便局でのお振込みはできません。この保険に「保険料の払込みに関する特約(リビサポ・地震用)」がセットされている場合は、所定の保険料払込期日までに保険料をお支払いください。保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、お支払いいただけませんと、保険金をお支払いできない場合や保険契約を解除させていただく場合があります。

③ 自動継続について **注意喚起情報**

この保険には「保険契約の継続に関する特約(年払契約用)(リビサポ・地震用)」または「保険契約の継続に関する特約(長期保険保険料一括払特約(リビサポ・地震用)付帯契約用)」がセットされておりますので、保険契約の満了する日の3か月前の日までに保険契約者または弊社のいずれか一方より、別段の意思表示がない場合、この保険契約は同一の内容で自動的に継続されます。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

(5) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、リビングサポート保険(以下「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の全額(時価額を限度とします。)
大半損	地震保険金額の60%(時価額の60%を限度とします。)
小半損	地震保険金額の30%(時価額の30%を限度とします。)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%を限度とします。)

上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」などでご確認ください。
※1回の地震等(注)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2022年2月現在)

お支払いする保険金 = 算出された保険金の額 × (12兆円 / 算出された保険金の総額)
(注)72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③ 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。(主契約の保険の対象に含まれている場合であっても、地震保険では対象となりません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など

また、家財が地震により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

④ 保険期間 **【 契約概要 】**

主契約の保険期間が1年または2年となりますので、主契約の保険期間に合わせた保険期間の設定となります。

⑤ 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等） **【 契約概要 】**

- 主契約にセットする地震保険の保険の対象は「家財」となります。
- 主契約の家財の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、1,000万円が限度となります。また、すでに他の地震保険契約があって追加契約する場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。保険料は、保険金額のほかに建物の所在地（都道府県）、構造により異なります。また、建物の耐震性能に応じた耐震等級割引、建物の建築年による建築年割引、建物が免震建築物であることによる免震建築物割引および建物耐震基準を満たすことによる耐震診断割引があります。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください

⑥ 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はございません。

2. 契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務 **【 注意喚起情報 】**（保険申込書の記載上の注意事項）

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書の告知事項欄の項目が該当します。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

- 【告知事項】**
- ① 保険の対象の所在地
 - ② 家財を収容する住宅の構造、用法
 - ③ 同種の損害を補償する他の保険契約等（共済契約を含みます。）の有無
 - ④ 新築年月（地震建築年割引を適用する場合）

（2）クーリング・オフ **【 注意喚起情報 】**

保険期間が1年を超える保険契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

- ① お客様がご契約をお申込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことができます。
- ② クーリング・オフされる場合は、上記期間内に必ず、弊社の本社クーリング・オフ窓口あてに書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページの「お問合せ」よりご通知（8日以内の発信日有効）ください。

※ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

<送付先> 〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
ジェイアイ傷害火災保険株式会社「クーリング・オフ窓口」行

クーリング・オフを希望される場合は、まずお手元に保険料領収証および申込書控をご用意ください。その上ではがきに次の必要事項をもなくご記入し、郵送してください。

- <必要事項>
- ① ご契約をクーリング・オフする旨の内容
 - ② ご契約を申し込まれた方のご住所、お名前（捺印）、電話番号
 - ③ ご契約を申し込まれた年月日（申込書控の左上に記載しております。）
 - ④ ご契約を申し込まれた保険の内容
 - a. 保険種類 b. 証券番号（申込書控の右上）または領収証番号（保険料領収証の上部）
 - ⑤ ご契約を申し込まれた取扱代理店

- ③ クーリング・オフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店および弊社はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われた場合は、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

<クーリング・オフできない場合>

次の契約は、クーリング・オフできませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約（保険契約の継続に関する特約をセットしたご契約を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団などが締結したご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を補償するためのご契約
- 予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・取扱代理店などの営業所などで申し込まれたご契約
- 預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約
ただし保険会社・取扱代理店などに振込みの依頼をされた場合〔取扱代理店が銀行などの場合には、当該銀行などのATMにより保険料を払い込まれた場合も含みます。〕にはクーリング・オフができます。
- 通信販売に関する特約により申し込まれたご契約 など

※なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

（3）補償重複について **【 注意喚起情報 】**

以下の①～③の補償については、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。（注）（注）1 契約のみで以下の①～③の補償をする場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な補償>

	この保険に含まれる補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例	
①	個人賠償責任補償	自動車保険、家庭用火災保険、傷害保険、医療保険の個人賠償責任補償特約	など
②	借家人賠償責任補償	家庭用火災保険、傷害保険の借家人賠償責任補償特約	など
③	修理費用補償	家庭用火災保険、傷害保険の修理費用補償特約	など

3. 契約締結後におけるご注意事項

（1）通知義務 **【 注意喚起情報 】**

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 【通知事項】**
- ① 家財を収容する住宅を改築または増築した場合
 - ② 家財を収容する住宅の構造、用法を変更した場合（空家になる場合を含みます。）
 - ③ 保険の対象である家財を他の場所に移転した場合 など

上記の他に、保険の対象を譲渡する場合や被保険者が保険の対象を譲渡する場合で、あわせて保険契約者が保険契約に適用される権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させる場合には、ご通知ください。

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- ① 家財の所在地が日本国外となった場合
- ② 住宅が居住の用に供されるものでなくなった場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 保険証券記載の住所を変更した場合
- ② ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合 など

- ご契約後、お住まいを変更される（転居される）場合は、弊社または契約取扱代理店まで、事前にご連絡いただき、保険契約の解約または継続など、所定のお手続きをお取りください。なお、保険契約を解約される場合の解約日については、弊社または弊社取扱代理店にご連絡いただいた日以降の年月日となりますのでご注意ください。

（2）解約返戻金 **【 契約概要 】** **【 注意喚起情報 】**

ご契約を解約する場合は、弊社または取扱代理店に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返戻金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還します。ただし解約返戻金は、未経過期間分よりも少なくなる場合があります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(3) 重大な事由による解除について

次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合や、生じさせようとした場合
- 保険金の請求について、詐欺を行った場合や、行おうとした場合
- 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合 など

<保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ窓口>

お問い合わせ先 ジェイアイ傷害火災保険株式会社

0120-788671(フリーダイヤル)

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-6634-4321をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く。)

<万一、事故が起こった場合は>

保険金請求に関するお問い合わせは

●インターネット事故受付フォーム

<https://www.jihoken.co.jp/saa/>

※URLは、予告なく変更になることがあります。弊社ウェブサイトをご確認ください。



●事故受付センター【24時間受付】

フリーダイヤル:0120-399061

<保険会社の対応に不満がある場合等>

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808(ナビダイヤル*1)

*1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。なお、ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは03-4332-5241*2をご利用ください。

*2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。)

(いずれの番号も所定の通話料がかかります。)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/)

<ご注意>

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または弊社にご相談ください。

トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。

詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html)

個人情報の取扱説明書

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

【個人情報の取扱いについて】

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なもの、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。

その他に、申込書等で尋ねた情報(職業、健康状態等)があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合
(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合(詳細につきましては一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。)
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/> お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただけますようお願い申し上げます。

ご説明シート

リビングサポート保険を正しくご契約いただくための「ご説明シート」です。
ご契約いただく前に必ずお読みください。

この「ご説明シート」はお客様に適正なご契約をしていただくための説明をするために作成しております。
ご契約いただく際は、「ご説明シート」に加えてリビングサポート保険パンフレット、重要な事項等説明書
(「契約概要」及び「注意喚起情報」)にて補償内容などをあわせてご確認いただきますようお願い致します。
また、ご不明な点等ございましたら、取扱代理店または弊社相談窓口【フリーダイヤル 0120-788671
受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)】までご相談ください。

1. 家財を収容する建物の構造のご確認

リビングサポート保険の主契約部分は、保険の対象になる家財を収容する建物の所在地、建物の構造に関係なく、全国一律の保険料率を採用しておりますが、ご契約時には保険申込書上に建物の構造を記載していただく必要があります。また、地震保険部分は、建物の所在地、建物の構造によって保険料率が異なりますので、ご契約いただく際は、必ず建物の構造の確認が必要となります。
以下に沿って、保険の対象になる家財を収容する建物の構造級別をご確認ください。

2. 構造級別の判定の基本

- 保険の対象になる家財を収容する建物の構造級別の判定を行います。
- 地震保険部分に関しては、判定された構造級別に従って、正しい料率を適用して保険料を計算します。
(主契約部分に関しても、上記「1.家財を収容する建物の構造のご確認」のとおり、建物の構造に関係なく一律の保険料率を採用しておりますが、構造級別の判定は必要となります。)

建物の構造級別は、「コンクリート造」、「鉄骨造」、「木造」といった **柱の種類** に着目して判断します。

ただし、「耐火建築物」、「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、柱の種類が「木造」であっても、建物の性能に応じた **耐火基準** を優先して構造級別を決定します。

- ※「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」は「耐火建築物」に含みます。
- ※「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」は「準耐火建築物」に含みます。

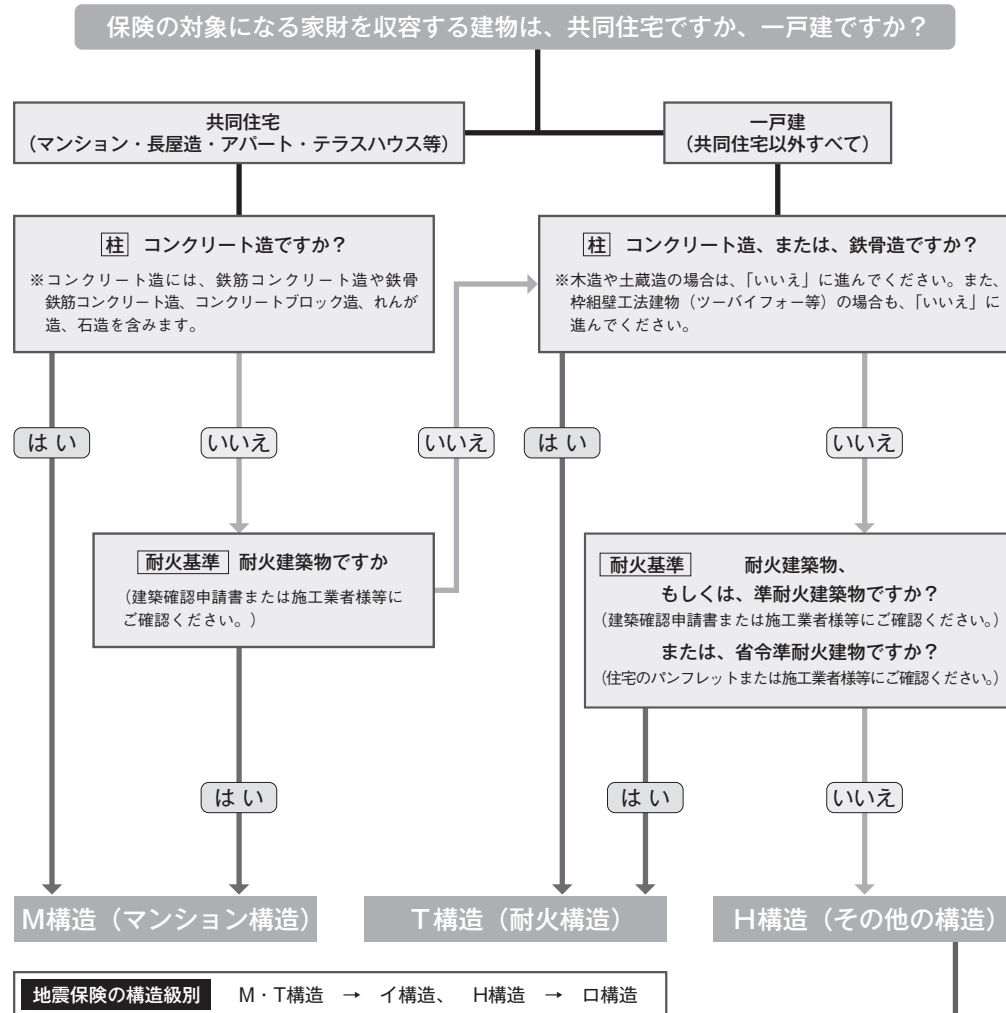
例えば、以下のような場合は、柱の種類が「木造」であっても、「T構造(耐火構造)」になります。

- ①建築確認申請書の第4面【耐火建築物等】欄に「準耐火建築物」と記載またはチェックがある。
- ②建築確認申請書の第4面【主要構造部】欄に「耐火構造」と記載またはチェックがある。
- ③施工業者から「省令準耐火建物」に該当していると言われている。

※耐火基準で構造級別を判定する場合、弊社所定の書類(建築確認申請書、省令準耐火建物であることを証明する施工業者様等の証明書、省令準耐火建物であることが確認できる住宅のパンフレット等)を提出していただく場合があります。詳しくは、取扱代理店または弊社相談窓口にご相談ください。

具体的には、次の構造級別判定チャートに沿って構造級別を判定します。

3. 構造級別判定チャート



【ご注意】 ※「H構造(その他の構造)、地震保険：ロ構造」と判定された場合、ご確認ください。

- 「耐火建築物」、「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、地震保険の保険料が安くなる可能性があります。特に「木造」の場合、再度、ご確認いただきますよう、お願いいたします。
- 2009年12月31日以前(保険始期日が2009年12月31日以前のご契約をいいます。)より、リビングサポート保険を継続してご契約いただいておりますお客様におかれましては、以下のいずれかの建物である場合、地震保険につきましては、経過措置料率の対象となり継続時のご契約の保険料が安くなる場合がありますので、ご契約にあたりましては、取扱代理店または弊社相談窓口にご連絡ください。
 - ①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物の場合
 - ②土蔵造建物の場合

4. 割引適用のご確認

リビングサポート保険の主契約部分（地震保険部分以外）には、ご契約時にご確認いただくべき、割引規定がございます。

地震保険部分につきましては、下記条件を満たす場合で確認書類の写しをご提出いただける場合は割引の適用ができます。

地震保険の割引について

割引の種類	割引率	適用条件等
免震建築物割引	50%	家財を収容する建物が免震建築物の基準に適合する建物であること。 割引適用にあたっては下記いずれかの書類の写しをご提出ください。 ○品確法に基づく登録住宅性能評価機関※1により作成された書類のうち、家財を収容する建物が免震建築物であることを証明した書類（写） 例）・「建設住宅性能評価書」（写） ・「設計住宅性能評価書」（写） ・「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ・「技術的審査適合証」（写） ・「住宅性能証明書」（写） ・「共用部分検査・評価シート」（写） など ○住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」（写） ○以下の2つの書類 a.「認定通知書」などの長期優良住宅の認定書類（写） b.「設計内容説明書」などの免震建築物であることが確認できる書類（写）
耐震等級割引	耐震等級が1 →10% 耐震等級が2 →30% 耐震等級が3 →50%	家財を収容する建物が耐震等級を有している建物であること。 割引適用にあたっては下記いずれかの書類の写しをご提出ください。 ○品確法に基づく登録住宅性能評価機関※1により作成された書類のうち、家財を収容する建物の耐震等級を証明した書類（写） 例）・「建設住宅性能評価書」（写） ・「設計住宅性能評価書」（写） ・「耐震性能評価書」（写） ・「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ・「技術的審査適合証」（写） ・「住宅性能証明書」（写） ・「共用部分検査・評価シート」（写） など ○住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」（写）※2 ○以下の2つの書類（a.のみの場合、新築は30%、増築・改築は10%が適用されます。） a.「認定通知書」などの長期優良住宅の認定書類（写） b.「設計内容説明書」などの耐震等級を確認できる書類（写）※2
耐震診断割引	10%	家財を収容する建物が耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること。 割引適用にあたっては下記いずれかの書類の写しをご提出ください。 ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号※3）に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写） ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、「地方税法施行規則附則に基づく証明書」など）
建築年割引	10%	家財を収容する建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。 割引適用にあたっては下記いずれかの書類の写しをご提出ください。 ・建物登記簿謄本（写）、建物登記簿権利証（写）、建築確認書（写） ・重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写） ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等（写）

※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

※2 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合は、耐震等級割引30%が適用されます。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し家財を収容する建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

※3 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

<割引適用上のご注意>

（注1）家財を収容する建物について、既に上記のいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）を確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、契約内容変更確認書（写）、満期案内書類（写）、契約内容確認のお知らせ（写）またはこれらの代替として保険会社が発行する書類（写）をご提出いただくことができます。（建築年割引を適用する場合には、建築年月の記載を必須としません。）

（注2）（注1）にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限り））の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類を適用を受けようとする場合（注3）には、資料の提出を省略することができます。

（注3）地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限ります。

（注4）上記の割引は重複して適用を受けることができません。

5. 家財の評価（保険金額の設定）について

- リビングサポート保険は、新価（再調達価額）基準の実損払いで保険金をお支払いいたします。
- 保険の対象である家財の評価額の算出につきましては、被保険者（保険の対象となる方）所有の家財を、今あらたに再取得する場合どのくらい費用がかかるかを計算していただくか、または下表（家財標準簡易評価表）をご参照ください。（リビングサポート保険はあらかじめ設定された型のみの販売となります。）
- ご契約プランの保険金額は、算出した評価額を超えない範囲でお決めください。（この保険と同様の損害を補償する他の保険契約等（共済を含みます。）がある場合は、他の保険契約等の保険金額をご勘案のうえご確認ください。）

家財（新価基準）標準簡易評価表（→再取得費用の算出ができない場合ご参照ください。）

借戸室の広さ （専有面積）	35㎡未満	35㎡以上50㎡未満	50㎡以上
家財の再取得 価額の目安	200万円～500万円	250万円～800万円	300万円～1,000万円

（2021年8月作成）

宝石・美術品・貴金属の取扱い

リビングサポート保険では、「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品」で1個または1組の価額が30万円を超えるものにつきましては、これらのもの1点または1組につき30万円を限度としてお支払いいたします。

上表の家財の標準新価額には、「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品」で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていませんので、該当がある場合にはその額を1点または1組につき30万円を上記簡易評価に加算の上、ご契約いただく保険金額を設定ください。

6. 補償重複について

以下の①～③の補償については、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。*

※ 1契約のみで以下の①～③の補償をする場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な補償>

	この保険に含まれる補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	個人賠償責任補償	自動車保険、家庭用火災保険、傷害保険、医療保険の個人賠償責任補償特約
②	借家人賠償責任補償	家庭用火災保険、傷害保険の借家人賠償責任補償特約
③	修理費用補償	家庭用火災保険、傷害保険の修理費用補償特約